事　務　連　絡
平成 31 年 2 月 28 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県施設主管課
各指定都市施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課

御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について

標記については、平成 29 年５月 29 日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、別添の「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年５月 29 日付 29 施施企第２号）、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果の取り組みの徹底について（通知）」（平成 30 年５月 31 日付 30 施施企第３号）等により、維持管理における取組をお願いしているところです。

今般、平成 31 年２月 22 日に、社会体育施設である体育館で、フットサル大会のウォーミングアップ中の利用者がスライディングをした際、左でん部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生したとの報告、及び平成 31 年２月 26 日に、別の社会体育施設である体育館で、レクリエーションバレーボールの練習をしていた利用者がすべり込んだ際、右足からでん部にかけて床の木片が刺さり負傷する事故が発生したとの報告がありました。

消費者庁報告書によれば、事故の発生を未然に防ぐための有効な点検の方法として、「点検を行う際、塗膜の剝がれや、床板の欠けや割れ、床金具の異常、床下地の状態を確認することや、スポーツ時の滑り抵抗、ボールの弾み等についての確認は重要である。目視の場合は、担当範囲を定める、又は複数の目で見る、目視だけではなく、ストッキ

ングをかぶせたモップ等を使用する等があり得る。」とされています。

体育館の所有者及び管理者におかれては、改めて別添の内容をご確認いただき、事故の防止対策を推進していただきますようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いします。

【別添１】「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年５月 29 日付 29 施施企第２号）

【別添２】「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果の取り組みの徹底について（通知）」（平成 30 年５月 31 日付 30 施施企第３号）

【問合せ先】
スポーツ庁参事官（地域振興担当）施設企画係
電話：03-5253-4111（内線 3773）

写

別添１

２９施施企第２号
平成29年５月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川昌男
（印影印刷）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
仙台光仁
（印影印刷）

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について，消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では，消費者安全法第23条第1項の規定に基づき，体育館の床から剥離した床板による負傷事故について，平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが，この度，調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ，消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると，体育館の床板の一部が剥離し，腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に７件確認されたこと，また，当該事故は新しい体育館でも発生していることから，同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ，体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから，体育館の所有者及び管理者におかれては，報告書を踏まえ，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため，維持管理における下記の取組等を適切に実施するようお願いします。

記

1　適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃※1により，体育館の木製床を清潔に保つ。その際，水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは，行うべきではないことなど，報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め，書面にすることにより，実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。なお，やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には，それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1　日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2　日常点検・定期点検の実施，記録の保管及び速やかな応急処置

日常的，定期的に点検を行い，その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し，点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には，速やかに応急処置又は補修を行うほか，必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また，事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう，フローリング等の不具合を把握した場合には，写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し，不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに，体育館ごとに，体育館の適切な維持管理についての責任者を定め，当該責任者に，点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3　維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には，上記１及び２について仕様書で定めるなどして，受託者に対し同様の対応を求める。また，受託者には体育施設管理士資格※2を有する者がいることを条件とするなど，維持管理の質を保つ。

※2　体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し，試験に合格した者が取得できる資格

4　長期的な改修計画の策定，計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに，計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また，継続的に記録を参照できるよう，補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には，施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について，まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど，設計者及び施工者に伝達させ，これを基に上記の改修計画を策定する。

5　施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し，体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして，利用者に対して分かりやすく伝える。

なお，今後，文部科学省及びスポーツ庁において，上記１から５までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので，あらかじめお知らせします。

このことについて，都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては，所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに，域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ，市区町村教育員会及び市区町村所管の各学校，社会体育施設，その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また，都道府県私立学校担当課におかれては，所轄の私立学校（専修学校，各種学校を含む）に対して，周知するようお願いします。

（本件連絡先）
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
環境施設企画係　島岡・古田
電話：03-5253-4111（内線2288）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係　山本
電話：03-5253-4111（内線3773）
E-mail:stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は，消費者庁のホームページで閲覧できます。

（http://www.caa.go.jp/policies/council/csis/report/report_010/）

写

別添２

30施施企第３号
平成30年５月31日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川昌規
（印影印刷）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
仙台光仁
（印影印刷）

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果及び取組の徹底について（通知）

平成29年５月29日に，消費者安全調査委員会委員長より，文部科学大臣に対し，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する意見が提出されたことを受け，別添の「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成29年５月29日付29施施企第２号）（以下，「通知」という。）により，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策のより一層の推進を要請したところです。

平成29年12月には，通知において要請した取組の実施状況を把握するため，平成28年７月に消費者安全調査委員会が実施した調査において，調査対象となった公立の学校及び社会体育施設を対象として取組状況に関する調査を行い，この度，別紙のとおり結果を取りまとめました。

ついては，本調査結果及び各機関の取組状況を踏まえ，各機関において改めて通知の内容を御確認の上，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策の一層の推進をお願いします。

特に，本調査では，「長期的な改修計画の策定，計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管」の実施率が低い状況であることが確認されました。

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書では，「木製床の使用に伴う劣化は避けられないことや木製床の塗膜の耐用年数が10年程度であることを踏まえ，木製床の劣化を抑制し，木製床の性能をスポーツに適した状態に回復するためには，計画的に改修を行うことが必要である。」とされていますので，「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく個別施設計画の検討等に併せ体育館の床板に関する長期的な改修計画を検討する等，取組のより一層の推進をお願いします。

このことについて，都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては，所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに，域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ，市区町村教育員会及び市区町村所管の各学校，社会体育施設，その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また，都道府県私立学校担当課におかれては，所轄の私立学校（専修学校，各種学校を含む）に対して，周知するようお願いします。

（本件連絡先）
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
環境施設企画係　島岡
電話：03-5253-4111（内線2288）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係　齋藤
電話：03-5253-4111（内線3773）
E-mail:stiiki@mext.go.jp

【参考】「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は，消費者庁のホームページで閲覧できます。(http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/)

別　紙

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査
［ 学　校 ］

調査対象学校数	1,897	(100%)

Ⅰ．通知文について

通知文の内容を確認している	1,868	(98.5%)
通知文の内容を確認していない	29	(1.5%)

Ⅱ．取組状況について

１．適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

実施している	1,239	(65.3%)
一部実施している	503	(26.5%)
実施していない	155	(8.2%)

２．日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

実施している	1,188	(62.6%)
一部実施している	590	(31.1%)
実施していない	119	(6.3%)

３．維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

3-1．外部委託の実施状況

維持管理を外部委託している	69	(3.6%)
維持管理を外部委託していない	1,828	(96.4%)

3-2．外部委託する際の適切な仕様の設定

実施している	28	(40.6%)
一部実施している	28	(40.6%)
実施していない	13	(18.8%)

４．長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

実施している	287	(15.1%)
一部実施している	456	(24.0%)
実施していない	1,154	(60.8%)

５．施設利用時における注意事項の利用者への周知

実施している	936	(49.3%)
一部実施している	383	(20.2%)
実施していない	578	(30.5%)

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査
[社会体育施設]

調査対象社会体育施設数	767	(100%)

Ⅰ．通知文について

通知文の内容を確認している	726	(94.7%)
通知文の内容を確認していない	41	(5.3%)

Ⅱ．取組状況について

１．適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

実施している	457	(59.6%)
一部実施している	186	(24.3%)
実施していない	124	(16.2%)

２．日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

実施している	286	(37.3%)
一部実施している	345	(45.0%)
実施していない	136	(17.7%)

３．維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

3-1．外部委託の実施状況

維持管理を外部委託している	438	(57.1%)
維持管理を外部委託していない	329	(42.9%)

3-2．外部委託する際の適切な仕様の設定

実施している	122	(27.9%)
一部実施している	130	(29.7%)
実施していない	186	(42.5%)

４．長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

実施している	104	(13.6%)
一部実施している	143	(18.6%)
実施していない	520	(67.8%)

５．施設利用時における注意事項の利用者への周知

実施している	349	(45.5%)
一部実施している	131	(17.1%)
実施していない	287	(37.4%)

別添

写

29施施企第２号
平成29年５月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川昌男
（印影印刷）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
仙台光仁
（印影印刷）

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について，消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では，消費者安全法第23条第1項の規定に基づき，体育館の床から剥離した床板による負傷事故について，平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが，この度，調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ，消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると，体育館の床板の一部が剥離し，腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に７件確認されたこと，また，当該事故は新しい体育館でも発生していることから，同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ，体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから，体育館の所有者及び管理者におかれては，報告書を踏まえ，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため，維持管理における下記の取組等を適切に実施するようお願いします。

記

1　適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃※1により，体育館の木製床を清潔に保つ。その際，水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは，行うべきではないことなど，報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め，書面にすることにより，実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。なお，やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には，それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1　日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2　日常点検・定期点検の実施，記録の保管及び速やかな応急処置

日常的，定期的に点検を行い，その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し，点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には，速やかに応急処置又は補修を行うほか，必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また，事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう，フローリング等の不具合を把握した場合には，写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し，不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに，体育館ごとに，体育館の適切な維持管理についての責任者を定め，当該責任者に，点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3　維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には，上記１及び２について仕様書で定めるなどして，受託者に対し同様の対応を求める。また，受託者には体育施設管理士資格※2を有する者がいることを条件とするなど，維持管理の質を保つ。

※2　体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し，試験に合格した者が取得できる資格

4　長期的な改修計画の策定，計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに，計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また，継続的に記録を参照できるよう，補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には，施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について，まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど，設計者及び施工者に伝達させ，これを基に上記の改修計画を策定する。

５　施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し，体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして，利用者に対して分かりやすく伝える。

なお，今後，文部科学省及びスポーツ庁において，上記１から５までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので，あらかじめお知らせします。

このことについて，都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては，所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに，域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ，市区町村教育員会及び市区町村所管の各学校，社会体育施設，その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また，都道府県私立学校担当課におかれては，所轄の私立学校（専修学校，各種学校を含む）に対して，周知するようお願いします。

（本件連絡先）
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
環境施設企画係　島岡・古田
電話：03-5253-4111（内線2288）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係　山本
電話：03-5253-4111（内線3773）
E-mail:stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は，消費者庁のホームページで閲覧できます。

（http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/）